

受付印

年 月 日  
富 津 市 長 様

法人番号 申告年月日  
年 月 日

所在地 <small>(本市町村が支店等の場合は本店所在地と併記)</small>  (電話 )	この申告の基礎 1. 法人税の 年 月 日 の修正申告書の提出による。 2. 法人税の 年 月 日 の更正・決定・再更正による。
(ふりがな)	事業種目
法人名	期末現在の資本金の額 又は出資金の額
(ふりがな)	期末現在の資本金の額及び 資本準備金の額の合算額
代表者氏名	期 末 現 在 の 資 本 金 等 の 額

年 月 日から 年 月 日までの連続事業年度は 市の市町村民税の 申告書 ※

摘 要	課 税 標 準 (十億 百万 千 円)	法 人 税 割 額 税率(%)	法 人 税 割 額 (十億 百万 千 円)
(使途秘匿金税額等) 法人税法の規定によって計算した法人税額	①		
試験研究費の額等に係る法人税額の特別控除額	②		
還付法人税額等の控除額	③		
退職年金等積立金に係る法人税額	④		
課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額及びその法人税割額 ①+②-③+④	⑤	0,0,0	
2以上の市町村に事務所又は事業所を有する法人における課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額及びその法人税割額 (⑤ × ②④)	⑥	0,0,0	
市町村民税の特定寄附金税額控除額	⑦		
税額控除超過額相当額の加算額	⑧		
外国関係会社等に係る控除対象所得税額等相当額又は個別控除対象所得税額等相当額の控除額	⑨		
外国の法人税等の額の控除額	⑩		
仮装経理に基づく法人税割額の控除額	⑪		
差引法人税割額 ⑤-⑦+⑧-⑨-⑩-⑪又は⑥-⑦+⑧-⑨-⑩-⑪	⑫		0,0
既に納付の確定した当期分の法人税割額	⑬		0,0
租税条約の実施に係る法人税割額の控除額	⑭		
この申告により納付すべき法人税割額 ⑫-⑬-⑭	⑮		0,0
均 等 割 額 算定期間中において事務所等を有していた月数	⑯	円 × ⑰	0,0
既に納付の確定した当期分の均等割額	⑱		0,0
この申告により納付すべき均等割額 ⑰-⑱	⑲		0,0
この申告により納付すべき市町村民税額 ⑮+⑲	⑳		0,0
⑳のうち見込納付額	㉑		
差 引 ㉑-⑳	㉒		

当 該 市 町 村 内 に 所 在 す る 事 務 所 、 事 業 所 又 は 寮 等 名 称	事 務 所 、 事 業 所 又 は 寮 等 の 所 在 地	分 割 基 準 当該法人の全従業員数	当 該 市 町 村 分 の 均 等 割 の 税 率 適 用 区 分 に 用 い る 従 業 者 数
合 計		⑳	㉓

指 定 都 市 に 申 告 す る 場 合 の ⑰ の 計 算	区 名	月 数	従 業 者 数	均 等 割 額	決 算 確 定 の 日	年 月 日	法 人 税 の 申 告 書 の 種 類	青 色 ・ そ の 他
				0,0	解 散 の 日	年 月 日		
				0,0	残 余 財 産 の 最 後 の 分 配 又 は 引 渡 し の 日	年 月 日	翌 期 の 中 間 申 告 の 要 否	要 ・ 否
				0,0	法 人 税 の 期 末 現 在 の 資 本 金 等 の 額 又 は 連 結 個 別 資 本 金 等 の 額	円	法 人 税 の 申 告 期 限 の 延 長 の 処 分 の 有 無	有 ・ 無
				0,0	こ の 申 告 が 中 間 申 告 の 場 合 の 計 算 期 間	年 月 日 から 年 月 日 まで		
				0,0	還 付 を 受 け よ う と す る 金 融 機 関 及 び 支 払 方 法	銀 行 口 座 番 号 ( 普 通 ・ 当 座 )		支 店
				0,0	還 付 請 求 税 額		十 億 百 万 千 円	
				0,0	法 第 15 条 の 4 の 徴 収 猶 予 を 受 け よ う と す る 税 額			

第二十号様式 (提出用)

署 与 税 理 士 名

( 電 話 )

受付印

年 月 日  
富 津 市 長 様

法人番号

申告年月日  
年 月 日

所在地 <small>(本市町村が支店等の場合は本店所在地と併記)</small>	(電話 )		この申告の基礎		1. 法人税の の修正申告書の提出による。	年 月 日		
(ふりがな)			事業種目	2. 法人税の の更正・決定・再更正による。			年 月 日	
法人名			期末現在の資本金の額 又は出資金の額	兆	十億	百万	千	円
(ふりがな)			期末現在の資本金の額及び 資本準備金の額の合算額					
代表者氏名	(ふりがな)	経理責任者氏名	期 末 現 在 の 資 本 金 等 の 額					

年 月 日から 年 月 日までの連続事業年度の市町村民税の 申告書 ※

摘 要	課 税 標 準 (十億 百万 千 円)	法 人 税 割 額 税率(%)	法 人 税 割 額 (十億 百万 千 円)
(使途秘匿金税額等) 法人税法の規定によって計算した法人税額	①		
試験研究費の額等に係る法人税額の特別控除額	②		
還付法人税額等の控除額	③		
退職年金等積立金に係る法人税額	④		
課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額及びその法人税割額 ①+②-③+④	⑤	0,0,0	
2以上の市町村に事務所又は事業所を有する法人における課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額及びその法人税割額 $(\frac{⑤}{②③} \times ②④)$	⑥	0,0,0	
市町村民税の特定寄附金税額控除額	⑦		
税額控除超過額相当額の加算額	⑧		
外国関係会社等に係る控除対象所得税額等相当額又は個別控除対象所得税額等相当額の控除額	⑨		
外国の法人税等の額の控除額	⑩		
仮装経理に基づく法人税割額の控除額	⑪		
差引法人税割額 ⑤-⑦+⑧-⑨-⑩-⑪又は⑥-⑦+⑧-⑨-⑩-⑪	⑫		0,0
既に納付の確定した当期分の法人税割額	⑬		0,0
租税条約の実施に係る法人税割額の控除額	⑭		
この申告により納付すべき法人税割額 ⑫-⑬-⑭	⑮		0,0
均 等 割 額	⑯		0,0
算定期間中において事務所等を有していた月数	⑰	円 × $\frac{⑰}{12}$	0,0
既に納付の確定した当期分の均等割額	⑱		0,0
この申告により納付すべき均等割額 ⑰-⑱	⑲		0,0
この申告により納付すべき市町村民税額 ⑮+⑲	⑳		0,0
⑳のうち見込納付額	㉑		
差 引 ⑳-㉑	㉒		

当 該 市 町 村 内 に 所 在 す る 事 務 所 、 事 業 所 又 は 寮 等 名 称	事 務 所 、 事 業 所 又 は 寮 等 の 所 在 地	分 割 基 準 当該法人の全従業員数	割 率 左のうち当該市町村の従業員数に用いる従業員数
合 計		⑳	㉑

指 定 都 市 に 申 告 す る 場 合 の ⑰ の 計 算	区 名	月数	従業員数	均 等 割 額 円	決 算 確 定 の 日 年 月 日	法 人 税 の 申 告 書 の 種 類	青 色 ・ そ の 他
				0,0	解 散 の 日 年 月 日	翌 期 の 中 間 申 告 の 要 否	要 ・ 否
				0,0	残 余 財 産 の 最 後 の 分 配 又 は 引 渡 し の 日 年 月 日	法 人 税 の 申 告 期 限 の 延 長 の 処 分 の 有 無	有 ・ 無
				0,0	法 人 税 の 期 末 現 在 の 資 本 金 等 の 額 又 は 連 結 個 別 資 本 金 等 の 額 円		
				0,0	こ の 申 告 が 中 間 申 告 の 場 合 の 計 算 期 間		
				0,0	還 付 を 受 け よ う と す る 金 融 機 関 及 び 支 払 方 法	銀 行	支 店
				0,0	還 付 を 受 け よ う と す る 金 融 機 関 及 び 支 払 方 法	口 座 番 号 (普 通 ・ 当 座)	
				0,0	還 付 請 求 税 額	十 億 百 万 千 円	
				0,0	法 第 15 条 の 4 の 徴 収 猶 予 を 受 け よ う と す る 税 額		

第二十号様式 (控え用)

署 与 税 理 士 名

( 電 話 )